



(公社)沖縄県宅建物取引業協会

会 長 渡久地 政彦

この度、定時総会にて会長を拝命致しました。歴代の会長ならびに役員の皆様・会員の方々が築いてきた宅建協会を、これから導く者として責任の重さを感じております。会長就任にあたり、今まで協会役員として委員長・副会長と務めて、ここに会長就任あいさつができるのも皆様の日頃からのご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大により協会の事業が中止や延期になることもありました。感染拡大防止に努め、これから公益法人として消費者に対して安心安全な不動産取引環境を提供するということを念頭に会員の皆様と一緒に邁進する覚悟であります。

さて協会の倫理綱領にあります「国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する」まさに我々会員が日頃から心がけて取り組まなければならないことです。不動産の流通を担う者として一般消費者に対して安心安全な環境で円滑な取引を提供する、そのことが宅建業の本懐ではないでしょうか。そのためには会員の皆様が本会の事業を理解し積極的に参加して、主催する研修会やセミナーも受講していただきたいものです。どうかよろしくお願いいたします。

今、業界を取り巻く環境が大きく変化していくことを感じているのは皆様も同じだと思います。スマートフォンの動画による内覧、WEB会議、インターネットを利用した重要事項説明や契約など、少なくともある程度の

IT技術が必要とされます。このような環境変化に対応できるように会員皆様方の協力のもと会務運営を進めていきたいと思ひます。

まず公益法人として、しっかりと取り組んでいかなければならない二つの公益目的事業があります。一つ目は消費者への無料相談、消費者講座、家主セミナーなどの、宅建物取引に係る知識の普及や関係官公庁などの行政への参加および支援活動を行う地域貢献事業。

二つ目は取引の安全と公正を確保するため法定研修会、実務研修会等を実施し会員の資質向上を図ること、また宅建物取引士講習会や宅建物取引士資格試験を実施することで人材育成に繋げていく事業です。この二つの事業は消費者の利益の擁護でもあり、業界全体の社会的地位の向上と信頼の確保となるでしょう。

会員支援として関連団体と連携し、各地域の会員業者に研修会・講習会を通して情報提供する事や各種事業のバックアップに努めてまいります。

これからの協会の進むべき指針としまして沖縄宅建ビジョンを策定しております。協会ホームページに載せておりますので、いつでも閲覧可能です。ご参照ください。

最後に理事役員、職員一同、力を合わせて一生懸命取り組んでまいりますので会員皆様のご指導ご鞭撻を賜り、ご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。会長就任のあいさつといたします。



(公社)沖縄県宅建物取引業協会

副会長 宮城 康

この度、渡久地新会長より指名を受け、理事会の承認を得て副会長に就任致しました。20力年の理事在任となりましたが、初心を忘れずにその責任をしっかりと果たせるよう精一杯努めたいと思ひます。

社会も未だコロナ感染症の影響を強いられています。協会では、コロナ禍でもできる事業を模索してその情報を共有していただける環境に努め、会員への支援に繋がるよう渡久地会長を先頭に理事役員・協会役職員と共に取り組んでまいります。これまで同様、皆様のご理解・ご協力をお願いいたしまして就任の挨拶とさせていただきます。



(公社)沖縄県宅建物取引業協会

副会長 多和田 勝

この度、渡久地新会長より副会長として任命されました。有限会社 日研住宅の多和田勝と申します。

2年間、総務財務委員長として「新型コロナウイルス禍」の影響を受けながらも、会員皆様のご協力のもと協会の各種事業に携わってまいりました。微力な私ですが、宮城康副会長と共に渡久地政彦会長を補佐し、理事役員そして協会職員と共に協会運営に取り組んでまいりたいと思ひます。

会員皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

- 1 新会長就任あいさつ
- 2 新副会長就任あいさつ

●令和4年度 定時総会



- 3 宅建業協会/保証協会
- 5 沖縄県不動産会館 定時株主総会
- 6 (一社)沖縄県不動産流通機構 定時総会
- 7 新委員長・新役員 就任あいさつ
- 9 退任役員あいさつ

●業者会のうごき

- 11 那覇東地区／那覇西地区／小禄・南部地区
- 12 浦添・西原地区／宜野湾・中城地区／中部地区
- 13 北部地区／宮古地区／八重山地区
- 14 女性部会だより
- 15 宅建物取引士法定講習会
- 15 役員研修会
- 16 インボイス制度 お知らせ
- 17 ラジオ不動産室
- 17 新相談員研修会
- 19 店頭販売商品のご案内
- 19 不動産コンサルティング技能試験
- 20 会員のひろば
- 21 理事会のうごき / 宅建クイズ
- 22 入会者のご案内

協会よりお知らせ

改正情報に関しては協会のHPをご覧ください。



第10回(公社)沖縄県宅地建物取引業協会
第11回(公社)全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部

令和4年度 定 時 総 会

令和4年5月23日(月)、沖縄ハーバービューホテルにおいて定時総会を開催しました。

沖縄県内においては、未だ新型コロナウイルスの感染状況が芳しくない状況下ではありましたが、会場ホテル担当者や多くの関係者、会員の皆様のご協力の下、感染対策を徹底して開催することができました。皆様のご理解とご協力を賜わり、深く感謝申し上げます。

当日の総会式典においては内間玄様(沖縄県土木建築部建築都市統括監)、赤嶺昇様(沖縄県議会議長)、城間幹子様(那覇市長)にご臨席を賜わり、丁寧なるご祝辞を頂きました。さらに優良従業員21名、会員表彰1名、流通活性化貢献賞6社に対して授賞式を執り行いました。

議事については下記のとおり、議案については全て可決承認されました。

報告事項

報告事項1 令和4年度事業計画書について

報告事項2 令和4年度収支予算書について

議 案

第1号議案 令和3年度事業報告書承認の件

第2号議案 令和3年度決算報告書承認の件

第3号議案 役員選出の件

総会終了後に開催された理事会において、渡久地政彦氏が全会一致で会長として選任されました。

引き続き開催されました(公社)全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部定時総会においても、下記の報告事項の後、第1号議案役員選出の件が可決承認されました。

閉会後に開催された幹事会においても渡久地政彦氏が本部長として選任されました。

報告事項

報告事項1 令和3年度会務経過報告書について

報告事項2 令和3年度決算報告書について

報告事項3 令和4年沖縄地方本部事業計画書について

報告事項4 令和4年度資金収支予算書について

議 案

第1号議案 役員選出の件

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます



令和4年度 宅建協会役員の皆さん

皆さま誠におめでとうございます。

更なる飛躍と今後の御活躍を心からお祈り申し上げます。

【会員表彰部門】 ・明快産業 角田 照子

【優良従業員表彰部門】(21名)

・知念 由香里	(有)大里住宅	・川端 友和	(有)新地開発
・山田 尚子	坂田住宅	・川端 沙緒利	(有)新地開発
・徳村 貴之	(株)沖創建設	・山口 幸一	(株)ひろし不動産
・比嘉 美加子	(株)南新物産	・藤谷 恒子	(株)ひろし不動産
・宮城 博明	(株)南新物産	・知念 真悟	大晋建設(株)
・安谷屋 正文	(株)南新物産	・神里 潤	大晋建設(株)
・菅谷 明美	(有)たけちゃんほーむ	・渡嘉敷 真	大晋建設(株)
・眞喜志 康次郎	(有)大里住宅	・當間 直輝	大晋建設(株)
・浦崎 直哉	(株)共立クリエイト	・與那嶺 直人	大晋建設(株)
・又吉 千賀子	(株)琉信ハウジング	・下里 憲司	(有)タフ住研
・山里 律子	(株)琉信ハウジング		



内間玄 沖縄県土木建築部建築都市統括監



赤嶺昇 沖縄県議会議長



城間幹子 那覇市長

第35期（株）沖縄県不動産会館

定時株主総会

令和4年5月23日（月）、沖縄ハーバービューホテルにおいて第35期定時株主総会が開催され、下記の議案について審議されました。

第1号議案 令和3年度事業報告承認の件

第2号議案 令和3年度貸借対照表、損益計算書、財産目録並びに株主資本等変動計算書承認の件

第3号議案 令和4年度役員報酬限度額承認の件

第4号議案 自己株取得承認の件

第5号議案 取締役選任の件

審議結果

審議の結果、第1号議案から第5号議案までの議題は原案通り承認されました。

～ 株主の皆様、議決権行使にご協力いただき深く感謝申し上げます。～



（株）沖縄県不動産会館
代表取締役
宮城 康

就任あいさつ

この度、第35期定時株主総会において取締役会の承認を経て代表取締役として就任しました。

これまでの歴代役員の功績に敬意を払い、さらにより良く、会社の健全化に取り組んでまいります。

喫緊の課題でありました不明株主の株券整理の継続等、目の前にある課題の解決に向け力を傾注するとともに、那覇市前島の貸駐車場の収益向上他、会館が取り扱う書籍・案内看板・のぼり等実務に役立つ様々な商品の充実を図り会館株主ならびに協会会員の業務に少しでも貢献できるよう、役職員と共に支援策を講じていきます。

今後とも、株主の皆様にはこれまで以上のご理解・ご協力をお願い申し上げます就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第12回 一般社団法人 沖縄県不動産流通機構

定時総会

令和4年5月23日（月）、沖縄ハーバービューホテル「彩海の間」において定時総会が開催されました。コロナ禍3年目、感染者の数はワクチンの普及や変異株の流行などで増減を繰り返し、沖縄県ではゴールデンウィーク後に過去最多を更新するなど、未だ高い水準にある中、感染拡大防止対策を徹底した上で下記の議案について審議されました。

総務財務委員 下地 香代子

報告事項1 優良会員認定業者

報告事項2 令和3年度事業報告書

第1号議案 令和3年度決算報告書承認の件

第2号議案 令和4年度事業計画書（案）承認の件

第3号議案 令和4年度収支予算書（案）承認の件

第4号議案 役員選出（案）承認の件

審議結果

すべての議題は原案通り、賛成多数をもって承認されました。

今年度は役員改選のため、総会終了後の懇親会では、退任役員の大城前会長、渡久地前副会長、上地・島田前理事、兼村監事へ感謝状と花束が授与され、新旧役員、参加会員同士で交流を深め、盛会のうちに終了しました。

流通活性化貢献賞

物件登録賃貸部門

（株）北部住宅サービス

（有）日本不動産

物件登録売買部門

（株）ハウストウ住宅販売 那覇新都心店

（株）四季彩建物

（株）ファースタイルリゾート

成約報告売買部門

（株）ハウストウ住宅販売 与那原西原店



一般社団法人
沖縄県不動産流通機構
会長

多和田 勝

就任あいさつ

この程、（公社）沖縄県宅地建物取引業協会の渡久地政彦会長より沖縄県不動産流通機構会長に任命されました。有限会社 日研住宅の多和田勝と申します。

日頃より会員の皆様には流通機構の会務運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。重責ではございますが、8年間の機構副会長として機構事業に携わってまいりました。その経験を生かして、微力ながら責務をしっかりと果たせるよう努めてまいりたいと思います。

現在も新型コロナウイルスの終息が見えない中、今年度から流通機構では感染予防対策を徹底して各種研修会および新システム説明会（レインズ・ちゅらさん家）を実施いたします。そして引き続き「仲介手数料無料」「囲い込み」「抜き行為」の広告を売主さまへのメッセージとして「タイムス住宅新聞」「週刊かふう」へ掲載いたします。

これからも会員皆様に安心していただける組織を目指して、精一杯努力し、これから2年間 渡辺善広副会長、又吉茂副会長、理事役員そして機構職員と共に不動産取引の活性化に向け事業運営に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

新委員長 新役員の あいさつ

会員の皆さま
よろしく
お願いいたします



■新委員長



総務財務委員長
渡辺 善広

このたび、多和田勝前総務財務委員長の後任として、本土復帰50年の節目の年に、総務財務委員長を仰せつかりましたワタナベ不動産株式会社の渡辺です。

当委員会の主な役割は定時総会の運営・地域貢献事業等、多岐にわたる内容となっております。

宮城副会長を中心に、島田副委員長、神村委員、神山委員、名嘉真委員、事務局のみなさまと共に、過去の踏襲をすべて是とせず多くの会員の皆様のお声に耳を傾け、ご示教(教示??)いただきながら任期2年間、委員会活動に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、これまでと同様に会員の皆様のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



広報啓発委員長
赤嶺 秀正

前期に続いて広報啓発委員会の委員長を務めることになりました。有限会社イレブン住宅の赤嶺です。

コロナ禍での2年間ではございましたが、皆様の協力により無事務めることができました。

さて、今期も変異株の発生等により、先の読めない状況ではありますが、協会の対外的な広報啓発活動及び情報発信源としての広報誌(宅建おきなわ)の発行に務めていきます。

今期は担当副会長 多和田勝、副委員長 花城寛志、平安秀昭委員、新垣文男委員、浜崎洋一委員、事務局 石川・水谷で活動していきますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。



苦情解決・
研修業務所管委員長
喜納 兼功

この度、苦情解決・研修業務所管委員会の委員長を拝命致しました有限会社喜納住宅開発の喜納と申します。

当委員会は会員と消費者間の何らかの宅地建物取引業におけるトラブルが発生した際の解決に向けた話し合いの場として、また消費者保護の立場から会員に対する保証弁済認定を判定する場となっております。

当委員会では相談員の皆さんの消費者からの苦情・相談に対して適切なアドバイスを行うための資質向上を図る各種研修業務も担っております。

多和田勝副本部長はじめ各委員の皆様のご協力をいただきながら精一杯委員長の職務を果たして参りたいと思っておりますので会員の皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

■新役員



総務財務委員会
名嘉真 秀

この度、協会の理事を拝命いたしました(有)大吉宅建の名嘉真と申します。初めての理事ですが先輩諸兄の理事・監事の皆様、事務局の皆様方よりご指導ご鞭撻を賜りながら、お役に立てるよう邁進して参ります。そして、目まぐるしく変わる社会情勢のなか、一般消費者の方々が安心して公正な取引ができるよう会員の皆様と共に考え学びながら理事としての責任を全うして参りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



網紀公取指導委員会
大城 毅

この度、(公社)沖縄県宅地建物取引業協会 第10回定時総会において理事に就任いたしました。(有)エステイケー商事の大城と申します。

網紀公取指導委員会のメンバーとして、微力ながら力を尽くして参りたいと思います。諸先輩方や事務局の皆様には、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には、ご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。



人材育成委員会
芝田 信作

この度、人材育成委員会の理事に就任いたしました合同会社LifeLabo芝田と申します。

当協会会員の皆様の資質向上を図る為に、各種会員研修会、法定・実務研修会や資格試験などの企画、運営を事務局と共に携わって参ります。微力ながら尽力してまいりますのでどうぞ宜しくお願い申し上げます。



広報啓発委員会
新垣 文男

この度、定時総会にて新理事として承認され就任致しました。

有限会社 芙蓉開発の新垣文男と申します。退任された前理事の與儀社長、お疲れ様でした。協会理事を務めるにあたり不安はありますが、諸先輩理事のご指導を賜りながら、協会のため業者会のために頑張っております。よろしくお願い致します。

■新委員長



流通委員長
又吉 茂

この度、流通委員長を務める事となりました。不動産業を営むにあたり「不動産流通の活性化」は業界全体の発展はもとより、各事業者にとっても重要な要素であります。

前年度は全国4地区の流通機構システムが統合され、また業界が推し進めるDX化に即し、全宅連では新システム「ハトサボBB」を開発、各地域での不動産流通活性化をより具体的に推進する動きとなっております。

当委員会ではこのような不動産流通促進の環境作りにおいてしっかりと役割を果たすべく取り組んで参りますので、各委員一同宜しくお願い申し上げます。



人材育成委員長
普天間 朝明

このたび、人材育成委員会の委員長として2期目を迎えました。有限会社トム住宅の普天間です。更に襟を正し頑張っております。

昨今のコロナ禍でここ2年間の研修会等はSNSや動画配信が主となりました。

また宅地建物取引士の試験受験者も増加し、昨年は年2回の資格試験の開催となり事務局や委員会も未体験の中での経験でありましたが、今年度は会員の皆様へ対面研修の充実化を目指して事務局共々頑張っております。



網紀公取委員長
金城 浩三

このたび、網紀公取委員長に就任致しました金城浩三(キンジョウヒロミツ)でございます。

誠に微力でございますが、先輩各位ならび会員の皆様のご助言、ご協力を仰ぎ委員長を務めさせていただき決意であります。

その意味からも、今後は再び初心に帰り、ともに理解し励まし合って協会の隆盛に向けて努力を重ねたいと考えております。

網紀公取委員会では宮城康副会長はじめ前盛邦男副委員長、武島多加雄、糸洲潤、大城毅委員と共に事務局と協力して活動してまいります。

会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



会員支援委員長
伊波 直哉

この度、会員支援委員長を務めることとなりました有限会社 大波不動産の伊波と申します。まだまだ未熟な若輩者がこのような任を仰せつかり非常に恐縮しているところではありますが、多和田副会長をはじめ上地隆、屋良達、比嘉秀樹、島袋博光の経験豊富な委員会メンバーが揃っており、先輩方のお力添えをいただきながら事務局職員とともに、委員会の事業に取り組んでまいりたいと思っております。

「好奇心・観察力・行動力・向上心・謙虚さ」を信条として頑張っておりますので、会員皆様のご理解・ご協力を宜しくお願い致します。



宮古地区理事
砂川 幸男

この度、沖縄県宅地建物取引業協会の新理事として選出させていただきました。(株)ひろし不動産の砂川幸男と申します。

宮古地区の前理事、比嘉功誠氏からバトンを引き継ぎました。

諸先輩のご指導ご助言を仰ぎながら、全会員の模範となり沖縄県宅地建物取引業協会はもとより、宮古地区不動産業の発展・活性化に尽力して参ります。会員の皆様、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



広報啓発委員会
浜崎 洋一

初めまして。中部業者に身を置きます(株)沖縄美ら島不動産の浜崎 洋一と申します。

今日まで尊敬する宅建業協会の諸先輩方の背中を見ながら、日々研鑽と叱咤激励を受け止め、気が付けば18年の月日が流れました。

この節目において協会の理事に就任しましたことを大変意義深いことと感じ、身の引き締まる思いです。少しでも皆様のお力になれますよう、業界発展の為努めてまいりますので、何卒ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

Thank you so much.

退任のごあいさつ

これまで、多大なご尽力をありがとうございました。



ご尽力、
ありがとうございました

前会長
有限会社 大里住宅
知念 聡

3期6年間、会長として務め、去る5月23日の総会を最後に退任致しました。任期中は、公益社団法人の事業として消費者保護事業、人材育成事業、会員支援事業等に取り組んでまいりました。滞りなく事業を行う事が出来たのは、会員の皆様や関係者の方々のご理解・ご協力によるものであると、心より感謝申し上げます。

3期目の2年間はコロナウイルス感染症拡大の為、今までのように事業を運営することが出来ず、会員の皆様には様々な面でご不便をお掛けする事になり、もどかしい思いもしましたが、理事・役職員の工夫と協力のもと感染症拡大防止策を講じ、事業を遂行する事が出来た事は、大変嬉しく思っております。今後は新体制のもと皆で協力し、尚一層信頼ある業界団体を目指し邁進なさるようお祈り申し上げます。最後に理事・役職員の皆様、多大なご尽力をいただきありがとうございました。会員の皆様、これからも協会事業に対しご理解ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。私の退任のご挨拶とさせていただきます。



皆さんに支えられ18年

前常務理事
有限会社 大里
大城 千秋

私は9期18年間、協会の理事を務めさせていただきました。

はじめは何もわからずに勉強させられる事ばかりでしたが、委員会の事業を通して組織の一員として成長させていただきました。今振り返ってみて沢山の理事の皆さんと事務局の皆さんに支えられ、楽しく充実した経験をする事が出来たことに心より感謝いたします。

協会事業の中でも、とりわけ流通に関連する事に関わる事が長かったのですが、不動産業界でも不動産取引のデジタル化が進む中、コロナ禍でますます脱対面が求められるようになったと感じました。

不動産を取り巻く環境の変化の中、新しい時代の宅建協会の発展をこれからも陰ながら応援したいと思います。

最後に、会員の皆様のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。

今年度より理事として「流通」をサポートします!!



これからも
宮古地区の発展に!

前理事
有限会社 比嘉不動産
比嘉 功誠

令和2年度の定時総会にて、宮古地区からの初理事・幹事に就任し、早2年が経ちました。

役員としての任期中、知念前会長はじめ多くの関係者にご大変お世話になり心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後は一会員として、宅建協会・宮古地区業者会の発展に微力ながら頑張っていく所存です。会員皆様のご健康・ご発展を祈念申し上げ退任の挨拶とします。



感謝、感謝です

前理事
グレース企画
與儀 實樹

皆様の活躍を
これからも応援します



前理事
有限会社 コザ開発
長嶺 将賢

ご協力、
ありがとうございました

前監事
株式会社 住宅管理コンサルタント
小橋川 共順



現会長の渡久地氏と退任される役員の皆さん。長い間ありがとうございました

那覇東地区業者会会長に就任しました！

5月18日(水)に定時総会を那覇セントラルホテルで行いました。

昨年同様コロナによる活動が制限される中、報告と今年度の活動・予算案を決め、最後に役員改選もあり第8代目の那覇東地区業者会会長に就任しました。有限会社すまいの大進 島田進と申します。

3期6年間務めた、株式会社ピース企画 平安秀昭前会長のリーダーシップを見習い、那覇

東地区及び業界発展の為、頑張ってお参りますのでよろしくお願い致します。

那覇東地区業者会
会長 島田 進



那覇東地区

ウィズコロナ時代を生き抜く！

開催が危ぶまれていましたが、5月26日に那覇西地区業者会の総会がコレクティブホテルにおいて無事開催されました。

総会は昨年度の事業報告からはじまり収支決算書、今年度の事業計画案、予算案など第5号議案まで全会一致ですべて承認され無事終了することができました。

新年度になっても新型コロナはいまだ収まる気配を見せず、人を集めての各種研修会の開催も依然として不透明な状況が続いております。しかしながら徐々にではありますが、会員各位の健康と安全性を第一に考え、ウィズコロナ時代を生き抜く各種事業を感染リスクを排除しながら進めて行くしかないと思いますので会員の皆様の業者会に対するご支援ご協力を宜しくお願い申し上げます。

那覇西地区業者会 会長 喜納兼功



那覇西地区

みんなで力を合わせ事業等を行います！

6月24日(金)、沖縄産業支援センターにおいて第24回定時総会を開催致しました。総会では(株)東洋ハウジングの金城浩三社長が議長を務め、令和3年度事業報告・決算・令和4年度事業計画・予算案の4議案を審議し無事、承認頂きました。

今後の活動としては、会員研修会、定例役員会、会員親睦事業や地域貢献事業などがあります。前年度はコロナ禍でほとんどの事業等が中止になりましたが、今年度はウィズコロナを掲げ、感染対策を行い、ひとつひとつの事業を役員及び会員全員で力を合わせて行っていききたいと思います。

小禄・南部地区業者会 事務局 大城 大心



小禄・南部地区

創始の精神とアイデンティティーを持つ！

この度、浦添・西原地区宅地建物取引業者会の会長に就任いたしました(有)大吉宅建の名嘉真と申します。今年で当業者会は25年を迎える年となっており、これまで支えて下さった先輩の皆様方に感謝申し上げます。その節目の年だからこそ、今年は過去を振り返り、創始の精神とアイデンティティーを改めて持ち、そして、変動していく社会情勢ではありますが未来の礎となる活動を役員一同、行って参ります。皆様方のご理解・ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

浦添・西原地区業者会 会長 名嘉真 秀



浦添・西原地区

脱コロナ！

5月20日(金)に宜野湾・中城地区業者会の定時総会が宜野湾市マリン支援センターで行われました。コロナ禍の影響で2年ぶりに会員の皆様と顔をあわせての総会、残念なことに会員の出席率は低かったのですが委任状を併せて無事に総会成立いたしました。

今年度は脱コロナに向けて事業を積極的にこなしていきたいと思っております。

宜野湾・中城地区業者会 会長 宮城竜也



宜野湾・中城地区

コロナ禍でも、前に進まなくてはならない！

5月13日(金)、沖縄こどもの国において令和4年度の定時総会を開催しました。昨年、一昨年とコロナ禍により書面決議が続いたため、3年ぶりの開催となりました。出席は委任評決者を含め79名でした。徳里会長は「未だコロナ禍にあり総会開催には抵抗があったが前に進まなくてはならない。新年度も安心安全な取引のために事業に取り組んでいきますので、皆様の参加ご協力をお願いします」と挨拶しました。議長が選任され総会成立宣言が行われた後、全ての議案が全会一致で承認され、新年度がスタートしました。

6月10日(金)には2年ぶりに親睦ボウリング大会が開催され、56名の参加がありました。優勝は崎原慎吾さん、二位は知念秋作さん、三位は知念義亨さん、個人最多得点をあげたのは多良間武安さんでした。プレー後の懇親会では参加者全員に景品が手渡され、最後まで活気に満ちたとても賑やかな大会となりました。今期の第1回もうき塾は、8月5日(金)に「賃貸管理委託契

約」をテーマに講師を招いて開催予定です。

中部地区業者会事務局 福本優子



中部地区

第38回定時総会を開催

当会では去った6月24日に第38回定時総会を開催、すべての議案が賛成多数により承認されました。また、本年度は役員改選の年にあたり、前回より続投の(株)丸山不動産 津波隆太会長、(同)城コーポレーション 山入端学副会長に加え、新たに副会長へ(株)北部住宅サービス 池原勇人氏が、また新理事へは東住宅産業株式会社 上原秀樹氏、(株)ハートボイルド 屋部憲史朗氏がそれぞれ就任、新体制がスタート致しました。

懇親会では前相談役の(株)萩商事 萩堂盛秀氏へ多年にわたる本会への多大な貢献とご尽力された功績に感謝し、感謝状の授与・記念品の



贈呈が行われました。

本年度も事業活動を通して会員の資質向上と地域社会への貢献ができるよう取り組んでまいります。北部地区業者会 副会長 山入端 学

北部地区

新年度定期総会を開催

令和4年5月31日(火) 新年度定期総会を行いました。その総会にて、私I&T株式会社の下地一作が選任され宮古地区業者会新会長に就任いたしました。Afterコロナ、Withコロナへと全国全世界が舵を切っていく中で当業者会も宮古地区において生活する方々、来島される方々への住(不動産業)をしっかりと責任を持ち、私も若輩者ではございますが諸先輩方にお力添えをして頂きながら会長職を尽力する所存でございます。

直近の予定としては、議題・要望に上がってお

りました異業種(他業種)との意見交換会を予定しております。宮古島の現状実状についてより良くしていく良い機会を得られると考えております。宮古地区業者会 会長 下地 一作

宮古地区



地域に必要とされる宅地建物取引業者会を目指す！

令和4年5月28日に八重山地区宅地建物取引業者会の総会が開催されました。役員任期満了に伴う役員改選も行われ、私が本年、来年の2年間の間、会長を務めさせて頂くこととなりました。申し遅れました、有限会社フォーラム環 代表取締役 前里喬史と申します。前任の黒島栄作会長は5期10年会長を務めて頂き、私も副会長という立場で支えてまいりました。黒島前会長の行ってきた行政との連携や会員拡大を継続させ、地域に必要とされる八重山地区宅地建物取引業者会を目指していきたいと思っております。

八重山地区業者会 会長 前里喬史



八重山地区

女性部会 だより

女性部会では、毎月第3土曜日に定例会を開催中！
参加のお申込み・お問合せは
宅建協会事務局広報担当まで
TEL.098-861-3402



第81回 女性部会定例会

2022.05.21.㊦ 場所：ノボテル沖縄那覇

事例発表-1 念には念を！

(株)ライフベース 金城由美
売買契約書の特約条項を細かく記載し、売買契約締結を行ったにも関わらず、後日、買主から特約に記載していない内容で「浄化槽の中に木の根っこが入っている。売主負担で撤去して下さい」との申し出がありました。契約不適合責任を負わないという内容で契約を交わしているの、と裁判を検討しているとの事。宅建協会の弁護士へ相談すると、特約条項の下に「特約条項を確認しました」と買主の署名・押印をもらったほうがよかった、とアドバイスを受けました。契約書へは入念に特約条項を記載したつもりでしたが、さらに念には念を入れて契約書を締結する事が大事だという内容でした。

事例発表-2 恐ろしいYoutuberに出会った！

(株)ONNA不動産 土居直美
賃借人とトラブルになっている内容についての発表でした。

- ①賃貸募集する以前に、本物件が民泊で貸し出されていた時の広告がインターネット上に掲載されているとの指摘を受け、入居者よりプライバシー侵害になるのでその広告を消してほしいという内容。
- ②物件案内時に入居者が撮影した写真を基に、掃除がされていないとの指摘を受け、再度掃除をして下さいとの申し出に対応。
- ③入居後に発生した天井カビについて、善管注意義務の内容が入居者と見解が異なってお

り、現在も入居者とやりとりしている。さらに、入居者がSNS等で情報発信する仕事に就いている方で、トラブルの内容をネット上に掲載した場合の名誉毀損にあたるかどうかについて。

入居者からのクレームに真摯に対応しているにも関わらず、逆手に取って管理会社に物言いをつけている内容がある為、入居者にも管理会社の言い分を伝え、全てを受け入れる事では無いということを確認し、定例会参加者全員で話し合いました。未だ入居中との事で、今後についても女性部会の皆様で知恵を出し合い、解決していきましょうとの話になりました。

上記2例の事例発表を受け、一人ひとりが関わった事例を定例会で発表し、共有する事の大事さを改めて実感した定例会となりました。久しぶりに顔を会わせて有意義な話し合いが出来た事の喜びも全員で実感した一日でした。

(株)セレクトホームズ 當眞初美

第82回 女性部会定例会

2022.06.18.㊦ 場所：花さんご

今回は令和3年度の女性部事業報告会を行いました。コロナ禍になり、ほとんどがWEB会議の1年間でしたが、ふりかえるとWi-Fi環境があれば何処にいても参加でき、遠方から(今後は離島からの参加も視野に入れて)の参加も可能であるWEB会議！ 今後も時々を取り入れていく予定です。もちろん対面での定例会は言うまでもなく最高のエネルギーチャージです。事例発表は、(株)南新物産の比嘉美加子さんが勤続20年という素晴らしい表彰を受賞されましたので、20年をふりかえってご自身のお話をしてくださいました。普通のお母さんからの～～変身の裏にはたくさんの努力がありました。集まるたびにいろいろな発見がある女性部会、今年度も元気にスタートです。

(株)MIAホーム 宮里亜弓



参加のお申込み・お問合せは宅建協会まで

宅地建物取引士法定講習会

令和4年度の宅地建物取引士法定講習会を下記の日程で開催いたします。

	受付締切日	講習日	会場
第4回	10月14日(金)	11月30日(水)	沖縄産業支援センター
第5回	12月16日(金)	令和5年1月25日(水)	沖縄コンベンションセンター(予定)
第6回	令和5年2月10日(金)	3月23日(木)	沖縄産業支援センター

WEB(ご自宅・会社)で宅建士法定講習会が受講できます!!

沖縄県宅建協会では、従来の会場での宅建士法定講習会に加え、オンデマンド形式によるWEB法定講習をスタートしました!!インターネット環境があれば、いつでもどこでも受講可能です。



【お申込み方法】

現金書留での郵送提出 / 窓口での書類提出

※講習会は宅建協会での受講をお願いします。



受講希望の方は、宅建協会へお問合せ下さい。TEL(098)861-3402

役員研修会

7月15日(金) ホテルリゾネックスにおいて役員宿泊研修会を開催しました。

沖縄県内では未だ新型コロナウイルスの感染状況が改善傾向にみられませんが、ウィズコロナに向けて感染対策を徹底し開催しました。

【研修内容】

- 渡辺総務財務委員長より
オリエンテーション
- 渡久地会長あいさつ
「理事としての心構え」
「宅建ビジョン」
- 講演
「沖縄県の将来ビジョンについて」
— 沖縄経済の現状と課題、将来展望 —



沖縄国際大学
経済学部
比嘉正茂教授



比嘉教授と役員の皆さん



活発な質疑応答の様子



事業者の皆様、ご存じですか? /

「インボイス制度」

～申請受付始まっています～

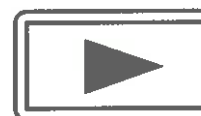


令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が開始されます。

適格請求書発行事業者(消費税の課税事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



動画で学ぼう!



基本から
わかりやすい!



インボイス制度とは?

インボイス制度の基本を分かりやすく
解説した動画となっています。



消費税とは?

消費税の基本的なしくみについて解説
した動画となっています。

Web-TAX-TV



注目

制度対応には準備が必要だよ。
ご検討はお早目
によりしく願
います。



インボイス制度対応に向けた準備のポイント

売手としての準備

- ☐ 継続的な取引の相手先(買手)に対して、
①登録番号、②適格請求書の様式や交付方法の認識共有など
- ☐ 自身が行う取引について適格請求書の記載事項を満たす書類を整備
(請求書、納品書、レシートなど)
- ☐ 適格請求書の交付方法(電子インボイスの提供など)を検討
- ☐ 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修など

買手としての準備

- ☐ 継続的な取引の相手先(売手)に対して、
①登録の有無の確認、②適格請求書の様式や受領方法の認識共有など
- ☐ 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等
- ☐ 適格請求書等保存方式に係る社員研修の実施

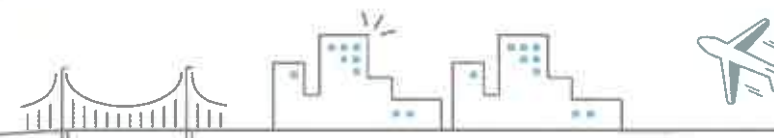
沖縄国税事務所

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、軽減税率・インボイスコールセンターへ!!

フリー
ダイヤル

0120-205-553(無料)

受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)



リスナーの皆さまから事前にメールまたはFAXでいただいた質問に、専門家の立場からわかりやすく解説・回答していく番組です。



2022
4/2
放送

1. 賃借人が退去の際に原状回復をどこまで行うべきかについて

● 借主からの相談

Q 私はアパートに6年住んで退去しました。家主より部屋全体のクロスの張り替え費用を請求されました。クロスの落書き、破れなど傷つけた部分の一部張り替え費用を負担することはやむを得ないと考えています。しかし、国土交通省ホームページを確認したところ『原状回復ガイドライン』では、クロスは6年で残存価値が1円になると記載されています。全体の張り替え費用か、1円の支払いなのか、どちらが正しいのでしょうか。

A 1 居住用建物の賃貸借で、賃借人が退去の際に原状回復をどこまで行うべきかは、昔から問題となってきました。

原状回復とは、決して借りたときの状態に戻すことをいうわけではありません。建物は、その設備や内装も当然に経年劣化しますし、建物を通常使用することでも、損耗するものであり、これらは賃料に含まれると考えられます。

2020年に施行された改正民法は、賃借人の原

状回復義務について、これまでの判例法理をもとに、明文の規定を設けました。

その内容は、賃借人が原状回復義務を負うのは、通常損耗や経年劣化以外のもので、賃借人の故意又は過失によって生じた損傷であるとするものです。つまり、賃借物の通常の使用によって生じた損耗、経年劣化は賃貸人の負担となります。

他方、賃借人は、民法第400条2によって、賃借物に対する善管注意義務を負っており社会通念上要求される程度の注意を払って建物を使用しなければならない、故意に又は不注意で賃借物に対して通常の使用をした場合よりも大きな損耗、損傷等を生じさせた場合には、賃借人が原状回復義務を負い、その修繕費は賃借人が負担することになります。

2 また、国土交通省は、原状回復をめぐるトラブルの未然防止のため、裁判例及び取引の実務等を考慮し、原状回復の費用負担のあり方について、妥当と考えられる一般的な基準を、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」として平成10年3月に取りまとめ、これまでに数回改訂しています。

ガイドラインは、通常損耗を超える損傷について、賃借人に原状回復義務が発生するものの、この場合でも経年変化・通常損耗の分は、賃借人は賃料として支払ってきているところで、修繕等の費用の全額を賃借人が当然に負担することにはならないとしています。賃借人が1年で退去する場合と、10年で退去する場合に、後者の場合は前者の場合よりも大きな経年変化・通常損耗があるはずであり、この場合に修繕費の負担が同じであるというのでは公平をも欠くといえます。

そこで、賃借人の負担については、建物や設備等の経過年数を考慮し、年数が多いほど負担割合を減少させることとしたものです。

経過年数については、法人税法の減価償却資産の考え方をもとに定めており、クロスについては6年としています。

3 しかし極端なことを言えば、この経過年数を過ぎてしまえば、わざと壊したり汚したりしても良いかというと、そうではありません。賃借人は先ほど述べた善管注意義務を負っているからです。

ガイドラインは、賃借人の善管注意義務から、経過年数を超えた設備等であっても、継続して賃貸住宅の設備等として使用可能な場合があり、このような場合に賃借人が故意・過失により設備等を破損

し、使用不能としてしまった場合には、賃貸住宅の設備等として本来機能していた状態まで戻す。例えば、賃借人がクロスに故意に行った落書きを消すための費用（工事費や人件費等）などについては、賃借人の負担となることがあるとしています。

4 今回のご相談は、クロスの落書き・破れなど、不注意で傷つけた部分があるということです。そして、経過年数が6年経っているところ、家主から全体の張り替え費用を負担するよう求められているとのこと。

①まず、張り替えの範囲については、不注意で損傷した部分は賃借人も費用を負担しなければなりませんが、クロスのような広い面積のものについて、どのような範囲で義務を負うかについても原状回復ガイドラインが定めています。ガイドラインは、その範囲について、㎡単位が望ましいとして、併せて、やむを得ない場合は毀損箇所を含む一面分の張り替え費用を、毀損等を発生させた賃借人の負担とすることが妥当と考えられるとしています。したがって、賃借人が義務を負うクロスの張り替えの範囲は、部屋全体ではなく、賃借人の故意又は過失により損傷した部分に限られ、多くてもその壁一面分となります。

②そして、その壁一面分についても、費用の負担割合については、経過年数の考え方を適用し、経過年数が増えるほど、賃借人の負担額は減っていきます。ただし、クロスについて、ガイドラインの経過年数6年が経てば1円で済むということではなく、ガイドラインでは、賃借人が故意・過失により損傷してしまった場合には、クロスの材料費は1円の負担としても、その費用（工事費や人件費等）などについては、賃借人の負担となっています。ガイドラインは、あくまで一般的な基準であって法律ではありませんから、この負担割合が唯一の基準ではありません。裁判例でも、このような場合の賃借人の負担割合については、張り替え費用の半額を認めたもの、材料費を除く工賃等の費用としたもの、全体の費用を6年に対する経過年数の割合で割りつけたものなど様々です。

損傷の内容やその修繕方法、経過年数、賃貸借契約における特約の有無など、ケースバイケースで判断することになりますから、今回のご相談についても、原状回復ガイドラインを参考に、賃貸人と賃借人との間でよく話し合ってください。

workshop

■ 研修会

新相談員研修会

Seven of Counselor

7月20日（水）沖縄県不動産会館において、全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部の主催で、不動産無料相談事業の新相談員を対象に研修会を開催しました。今回新たに7名の相談員（離島地域含む）が就任します。

不動産無料相談は公益事業の1つで、消費者と当会会員業者との間に立って相談業務を実施しています。

【研修内容】

- 多和田副本部長より「相談員としての心構え」
- 喜納 苦情解決・研修業務所管委員長より「相談業務について」

上記の内容としては、不動産相談はお金に関わる内容のため、相談者が感情的になっても相談員は常に冷静に対応すること。委員長からは「苦情相談」「一般相談」などの相談内容の区分や実際の相談業務のながれ等について説明がありました。



委嘱状交付



新相談員の皆様、これからよろしくお願いいたします。

店頭販売商品のご案内



会員業者さま限定!!

- 賃貸契約書の書き方 昨年より新発売!!
- 売買契約書の書き方 今年5月改訂版
- 重要事項説明書の書き方 今年8月改訂予定

2,800円(税込) 会館出資者は5%OFF

他にも…のほり、契約書ファイル、従業者証明書(賃貸管理業者用)なども販売

販売商品はこちらからもご確認できます 株式会社沖縄県不動産会館 okikaikan.com

お問合せ・販売: 沖縄県不動産会館 1F TEL(098)861-5405

workshop

宅地建物取引士からのステップアップに!!

不動産コンサルティング技能試験

沖縄会場(沖縄県不動産会館)で受験できます!

過去問題を貸し出します。ご希望のかたは、下記の担当者へお問合せ下さい。
TEL (098) 861-3402 (担当: 仲松・仲村)

令和4年度「不動産コンサルティング技能試験」実施概要

- 申込受付期間: 令和4年7月19日(火)~9月16日(金)
- 試験日時: 令和4年11月13日(日)10:30~16:00
- 受験料: 31,500円(消費税含む)
- 試験内容: ①択一式試験(50問・四肢択一式)
事業・経済・金融・税制・建築・法律の6科目
②記述式試験【必修】実務・事業・経済の3科目
【選択】金融・税制・建築・法律の中から1科目選択
- 試験合否基準: 択一式および記述式試験の合計200点満点中、一定以上の得点
- 受験資格: 次の①~③いずれかに該当する方

- ① 宅地建物取引士資格登録者で、現に宅地建物取引業に従事している方、または今後従事しようとする方
- ② 不動産鑑定士資格登録者で、現に不動産鑑定業に従事している方、または今後従事しようとする方
- ③ 一級建築士資格登録者で、現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、または今後従事しようとする方

合格発表: 令和5年1月13日(金)

【注】合格後の技能登録のためには、5年以上の実務経験など一定の要件が必要です。

受験申込は、ホームページからのWeb申込みとなります。(郵送申込はありません) <http://www.retpc.jp/>
お問合せ: 公益財団法人 不動産流通推進センター TEL(03)5843-2079 FAX(03)3504-3523

講習会

試験日
11/13
日

Happy life



会員の
ひろば

※注: バイクの運転は、常に安全運転でバイクを楽しみましょう。



ハーレーダビッドソンに乗る普天間さん

趣味を満喫!

有限会社トム住宅 普天間朝明さん

私の趣味は色々ありますが、まず1つ目に「音楽」。80年代のロックミュージックを演奏するバンドを組んでおります。パートはドラムとベースを一筋にプレーしています。10年に一度の幻のライブも…

2つ目は「海」。ダイビングに船、一級船舶の免許を取得してからは、渡嘉敷島や座間味島へ模合メンバーで釣りやキャンプを楽しんでおりました。

3つ目は「ゴルフ」。社会人になってからたしなみ始めたゴルフも、ここ最近ではスコアのUp、Downが激しい今日この頃ですが、それもまた楽しみながら日々励んでおります。

4つ目は「バイク」。ここ最近ではバイクにはまっており、車種も色々乗り継ぎ、ハーレーにモタード、ネイキッドバイクにスーパースーツ。その中でも一番の

思い出は、関東~北陸5泊6日の日本縦断旅で各地をまわったことが、鮮明に残る楽しい思い出です。

現在はスーパースポーツタイプの旧車1980年代から、複数のバイクをカスタムして楽しみながら走っています。やんばるの東線をのんびりとマイペースに走るのは最高です。

またそこで出会った人と友達になったり、日常を離れた「非日常」の空間で、日ごろのストレスを楽しみながら発散しています。

そんな私の又チグスイのひとつが『トーフチャンプルー』。やんばるの売店で売られている、看板娘のおばちゃんを作る『トーフチャンプルー』は疲れた体にしみわたり、「うちなーんちゅで良かった〜」と実感する瞬間…おばちゃんいつもありがとうね〜



私からの一言『決して自分を超越してはならない…』

写真左側からアクア、トム、カネやん、ターカー、ヤマちゃん(ヨッシー、仲ちゃんは休み)



理事会のうごき

第1回 令和4年4月19日(火)	第1号議案	退任役員・会員表彰並びに優良従業員表彰者(案)承認の件	全会一致で承認された
	第2号議案	次期役員選考結果及び候補者(案)承認の件	賛成多数で可決承認された
	第3号議案	令和3年度事業報告書承認の件	賛成多数で可決承認された
	第4号議案	令和3年度決算報告書承認の件	賛成多数で可決承認された
第2回 令和4年5月23日(月)	議案	代表理事(会長)の選出について	全会一致で承認された
第3回 令和4年5月27日(金)	第1号議案	副会長選任(案)承認の件	賛成多数で可決承認された
	第2号議案	常務理事選任(案)承認の件	賛成多数で可決承認された
	第3号議案	令和3年度事業報告書承認の件	賛成多数で可決承認された(顧問設置なし)
	第4号議案	専門委員会の構成(案)承認の件	賛成多数で可決承認された
	第5号議案	不動産無料相談所「相談員」選任承認の件	賛成多数で可決承認された

Takken Quiz

宅建合 クイズ

回答と解説は下部

Quiz

宅地建物取引業者Aが自ら売主として、宅地建物取引業者ではない買主Bに新築住宅を販売する場合における次の記述のうち、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定によれば、正しいものはどれか。なお、同法第15条の規定による供託所の所在地等について記載した書面の交付に代えて電磁的方法により提供する場合については考慮しないものとする。



- 1 Aは、Bが建設業者である場合には、Bに引き渡した新築住宅について、住宅販売瑕疵担保保証金の供託または住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結を行う義務を負わない。
- 2 当該住宅をBに引き渡したAは、基準日ごとに、当該基準日から3週間以内に当該基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、その免許を受けた国土交通大臣または都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 Aは、基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について届出をしなければ、当該基準日以後、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を締結してはならない。

宅建合 クイズ

正解は...
2 でした!

- 1 × 資力確保措置を講じる必要があるのは、新築住宅の売主が宅建業者、買主が宅建業者でない場合です。買主Bが「建設業者」である場合でも同様です。したがって、Aは、住宅販売瑕疵担保保証金の供託または住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結を行う義務を負います。(住宅瑕疵担保履行法2条)
- 2 ○ 自ら売主として新築住宅を宅建業者でない買主に引き渡した宅建業者は、基準日ごとに、当該基準日から3週間以内に、当該基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の供託および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、その免許を受けた国土交通大臣または都道府県知事(免許権者)に届出なければならない。 (12条、施行規則16条)
- 3 × 自ら売主として新築住宅を宅建業者でない買主に引き渡した宅建業者は、基準日に係る住宅販売瑕疵担保保証金の供託および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について届出をしなければ、「当該基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後」においては、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を締結することができません。「当該基準日以後」ではありません。(住宅瑕疵担保履行法13条)

入会者のご案内

みなさまよろしくお願いたします

(令和4年)

4月1日▶6月30日

令和4年6月末日現在の
会員数

1,512社

(株)ていーだカンカン
不動産系満



(有)仲村商事



(株)クレア



(同)エイトホーム



(株)シマトミ不動産



(株)シエスタ企画社



伊不動産建設(株)



(株)サザン開発



(同)MYK不動産



(株)ミムティコーポレーション
沖縄営業所



(株)いぶき



(有)河智興産



三ツ星不動産



(株)コノ街デザイン



(同)ブルーステージ沖縄



(株)徳里不動産



(株)ユニラボ



(株)ライスター



(株)SOUSIN HOME



(有)ベストツール



栄一総建



B-plus(株)



B-plus(株)
ハウズドゥ沖縄市美里



オキア(株)



(株)Estlearn
沖縄支店



日本住宅開発(株)
沖縄支店



(株)ピクトリー



(株)STARTLINE



(株)クロア



(株)東静プランニング
那覇店



十貫進ホーム(株)



(令和4年)4月▶6月

退会者

長い間
ありがとうございました

(株)ペンギン美ら島開発 / 原住建(同) / (有)本田装建 / (有)本田装建 カンセイホーム
沖縄 / 知花ハウジング / 太陽商事 / 大地コーポレーション / (株)ていーだカンカン
不動産 / コサ支店 / アイランドリゾート石垣(株) / (株)アンディーズ / 不動産屋です /
(有)オーシャンライフ / (株)ECOチャレンジ100 / (株)カシマ / (有)シーポート /
(株)アイランドホーム / (有)コーヨウ企画 / 爽ライフ企画 / 大宝不動産 / ダイワプラ
ン沖縄 / 知花貸住宅 / なかむら住宅 / (株)琉球経済開発 / (有)かわばた不動産 /
(有)沖産 那覇支店 / エネていーだ琉球(株) / 沖久産業 / 琉生住宅(株) / (株)和宏 /
(株)前田産業 / (株)標匠 沖縄営業所 / 安心ハウジング



TAKEN OKINAWA
宅建おきなわ

vol.169

発行日：令和4年8月15日
発行人：会長 渡久地 政彦
編集人：広報啓発委員長 赤嶺 秀正

発行所：(公社)沖縄県宅地建物取引業協会
(公社)全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部
〒901-0021 那覇市泉崎1丁目12番7号
印刷：新屋出版株式会社



9/23(金)
不動産の日



不動産について
楽しく学べる情報♪

ご近所トラブルに
「お悩み」の方必見!!

パーラナイ・サーラナイ



パーラナイ・サーラナイが
ご近所トラブルの
「解決ヒント」を
動画で配信中!



スマホからご覧ください

制作・出演 (有)FECオフィス / パーラナイ・サーラナイ



多喜 ひろみ

FMおきなわ ハッピーアイランド
不動産の日スペシャル

日 時 9月23日(金) 11:30~13:55

パーソナリティ 多喜 ひろみ / 伊藝 梓

ラジオカー
レポーター 渡辺 梢



伊藝 梓



渡辺 梢

お便り、メール
待ってます!

メッセージは
こちらから



電話での無料相談会も開催

不動産に関する相談をしてみませんか?

受付時間 11:30~14:00

☎098-861-3402

【主催】(公社)沖縄県宅地建物取引業協会／(公社)全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部

【協賛】(株)沖縄県不動産会館 (一社)沖縄県不動産流通機構／(公社)全国宅地建物取引業協会連合会 【後援】国土交通省